



# 三重県公報

令和4年7月29日 (金)

第 332 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
461	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 地 域 福 祉 課 )	2
462	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	2
463	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
464	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	3
465	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	3
466	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
467	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	4
468	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
469	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認	( スポーツ推進課 )	5
470	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	( 農産物安全・流通課 )	18
471	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	( 治 山 林 道 課 )	18
472	同件	( 同 )	19
473	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中小企業・サービス産業振興課 )	19
474	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 同 )	20
475	同件	( 同 )	21
476	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	23
477	同件	( 同 )	23
<b>公 告</b>			
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	23
	公共測量を実施する旨の通知	( 同 )	24
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 子ども心身発達医療センター )	24
	同件	( 保健環境研究所 )	29

**告 示**

**三重県告示第 461 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関 の名称	所在地	事業（サービ ス）の種類	変更 事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
健やか薬局 久 居みゆき店	津市戸木町 5058	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 久居み ゆき店	みゆき薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 久 居みゆき店	津市戸木町 5058	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 久居み ゆき店	みゆき薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 ひ じり岡本店	伊勢市岡本 1 丁 目 17-16	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 ひじり 岡本店	ひじり薬局岡本店	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 ひ じり岡本店	伊勢市岡本 1 丁 目 17-16	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 ひじり 岡本店	ひじり薬局岡本店	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 神 社店	伊勢市神社港南 小路 20-25	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 神社店	神社薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 神 社店	伊勢市神社港南 小路 20-25	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 神社店	神社薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 天 神店	亀山市天神 2 丁 目 3-7	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 天神店	天神薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 天 神店	亀山市天神 2 丁 目 3-7	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 天神店	天神薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 美 里やまびこ店	津市美里町足坂 字石田 165 番地 2	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 美里や まびこ店	やまびこ薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 美 里やまびこ店	津市美里町足坂 字石田 165 番地 2	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 美里や まびこ店	やまびこ薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 や なぎ店	鈴鹿市柳町 1675 番地 4	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 やなぎ 店	やなぎ調剤薬局	令和 4 年 6 月 1 日
健やか薬局 や なぎ店	鈴鹿市柳町 1675 番地 4	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 やなぎ 店	やなぎ調剤薬局	令和 4 年 6 月 1 日

**三重県告示第 462 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問介護 緑の里	津市戸木町 4113 番地 12	訪問介護	令和 4 年 3 月 31 日
訪問介護 緑の里	津市戸木町 4113 番地 12	訪問型サービス（独自）	令和 4 年 3 月 31 日

**三重県告示第 463 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関 の名称	所在地	事業（サービ ス）の種類	変更 事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
健やか薬局 久 居みゆき店	津市戸木町 5058	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 久居み ゆき店	みゆき薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 久 居みゆき店	津市戸木町 5058	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 久居み ゆき店	みゆき薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 ひ じり岡本店	伊勢市岡本 1 丁 目 17-16	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 ひじり 岡本店	ひじり薬局岡本店	令和4年 6月1日
健やか薬局 ひ じり岡本店	伊勢市岡本 1 丁 目 17-16	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 ひじり 岡本店	ひじり薬局岡本店	令和4年 6月1日
健やか薬局 神 社店	伊勢市神社港南 小路 20-25	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 神社店	神社薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 神 社店	伊勢市神社港南 小路 20-25	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 神社店	神社薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 天 神店	亀山市天神 2 丁 目 3-7	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 天神店	天神薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 天 神店	亀山市天神 2 丁 目 3-7	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 天神店	天神薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 美 里やまびこ店	津市美里町足坂 字石田 165 番地 2	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 美里や まびこ店	やまびこ薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 美 里やまびこ店	津市美里町足坂 字石田 165 番地 2	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 美里や まびこ店	やまびこ薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 や なぎ店	鈴鹿市柳町 1675 番地 4	居宅療養管理 指導	名称	健やか薬局 やなぎ 店	やなぎ調剤薬局	令和4年 6月1日
健やか薬局 や なぎ店	鈴鹿市柳町 1675 番地 4	介護予防居宅 療養管理指導	名称	健やか薬局 やなぎ 店	やなぎ調剤薬局	令和4年 6月1日

三重県告示第 464 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問介護 緑の里	津市戸木町 4113 番地 12	訪問介護	令和 4 年 3 月 31 日
訪問介護 緑の里	津市戸木町 4113 番地 12	訪問型サービス（独自）	令和 4 年 3 月 31 日

三重県告示第 465 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450500976	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	子ども発達未来塾 一身田	津市一身田大古曾 1453 番地 3	共生型放課後等デイサービス	令和 4 年 7 月 1 日
2450500950	特定非営利活動法人ルピナス品川	三重県津市雲津本郷町 1621 番地 7	放課後等デイサービス はびねす	津市雲津本郷町 1621 番地 7	児童発達支援	令和 4 年 7 月 1 日
2452800119	特定非営利活動法人子ども未来創造学園	三重県伊勢市小俣町元町 545 番地	児童発達支援・放課後等デイサービス わくわく度会	度会郡度会町平生 1272-1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 466 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450700337	一般社団法人フラットデイ	三重県松阪市下村町 881-10	グランマの家	松阪市久保町 1319-7	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 6 月 30 日

三重県告示第 467 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410801092	株式会社錦エンジニア	三重県伊勢市中村町 955 番地 1	訪問介護メディカルガーデン伊勢	伊勢市御菌町新開 893 番地 2	居宅介護、重度訪問介護	令和 4 年 7 月 1 日
2420800613	一般社団法人いろえんびつ	三重県伊勢市中村町桜ヶ丘 183 番地 12	障がい者グループホームスーミン	伊勢市中村町桜ヶ丘 183 番地 12	共同生活援助	令和 4 年 7 月 1 日
2410202184	アイダブエイチ株式会社	三重県四日市市赤堀二丁目 3 番 2 号	ONE GAME 四日市	四日市市城東町 21-16	就労継続支援 B 型	令和 4 年 7 月 1 日
2412220358	株式会社アルコバレーノ	三重県三重郡川越町豊田 407 番地	ポンテ	三重郡川越町豊田 387 番地 2	就労継続支援 B 型	令和 4 年 7 月 1 日
2410202192	社会福祉法人大和会	三重県四日市市西村町 473-4	作業所 夢考房	四日市市山城町 625-57	就労継続支援 B 型	令和 4 年 7 月 1 日
2420202075	株式会社ポーション	三重県四日市市泊山崎町 15 番 1 号	ホーリー	四日市市南小松町字荒野 2144 番 1	共同生活援助	令和 4 年 7 月 1 日
2410301804	株式会社 C O C O R O	三重県鈴鹿市土師町 616 番地 2	心の森	鈴鹿市土師町 616 番地 2	就労継続支援 B 型	令和 4 年 7 月 1 日
2410503185	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	あゆみ野生活介護	津市一身田大古曾 1453 番地 3	共生型生活介護	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 468 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411100270	有限会社寿建設	三重県熊野市紀和町赤木 903-8	千枚田オートキャンプ場	熊野市紀和町大栗須 701	就労継続支援 B 型	令和 3 年 8 月 31 日
2411100270	有限会社寿建設	三重県熊野市紀和町赤木 903-8	千枚田オートキャンプ場	熊野市紀和町大栗須 701	就労継続支援 A 型	令和 4 年 3 月 31 日
2410301242	カタリスト株式会社	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 15 番 6 号 サカエミヤシタビル 4F	あるく鈴鹿白子	鈴鹿市白子本町 11-25 六本木ホームズ 1 階	就労移行支援、就労継続支援 B 型	令和 4 年 6 月 30 日

2411300607	特定非営利活動法人アガベの家	三重県伊賀市上神戸 4397 番地の 5	野の花アガベ ー	名張市新田 1842 番地	就労継続支援 B型	令和4年 7月31日
------------	----------------	-------------------------	-------------	------------------	--------------	---------------

三重県告示第 469 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認（令和 2 年三重県告示第 25 号）は、令和 4 年 8 月 31 日限り廃止します。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定管理者

三重県スポーツ協会グループ

代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 村木 輝行

2 施設の名称及び利用料金の額

(1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

区 分			1 時間当たりの金額 (円)	
メイングラウンド	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	7,850
			その他の者	9,950
		アマチュアスポーツ以外		102,140
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,610
			その他の者	3,660
		アマチュアスポーツ以外		14,140
第 1 グラウンド			1,880	
第 2 グラウンド			1,880	
第 3 グラウンド	全面		3,000	
	2 分の 1 面		1,500	
第 4 グラウンド			1,880	
本部室			830	
第 1 会議室			1,250	
第 2 会議室			830	

備考 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。

2 準備又は撤去するためにメイングラウンド又は第 1 グラウンドから第 4 グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメイングラウンドの項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」又は第 1 グラウンドから第 4 グラウンドまでの項に掲げる金額とする。

3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

4 本部室、第 1 会議室又は第 2 会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に 1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とする。）当たり 100 円を加算した額とする。

(イ) 設備

区 分			1 時間当たりの金額 (円)
メイングラウンド	電光掲示板	アマチュアスポーツ	100
		アマチュアスポーツ以外	310
	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ

		2分の1点灯	アマチュアスポーツ以外	159,230
			アマチュアスポーツ	4,710
			アマチュアスポーツ以外	79,610
		3分の1点灯	アマチュアスポーツ	3,140
			アマチュアスポーツ以外	53,420
			放送設備	アマチュアスポーツ以外
第3グラウンド及び第4グラウンド	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	5,230
			アマチュアスポーツ以外	88,000
		3分の2点灯	アマチュアスポーツ	3,450
			アマチュアスポーツ以外	58,660
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	2,610
			アマチュアスポーツ以外	44,000
		4分の1点灯	アマチュアスポーツ	1,300
			アマチュアスポーツ以外	22,000

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分			単 位	1時間当たりの金額(円)
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,700
			追加1レーン	7,850
			全レーン	78,560
		その他の者	2レーン	28,280
			追加1レーン	14,140
			全レーン	141,420
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,560
			追加1レーン	780
			全レーン	7,850
		その他の者	2レーン	2,820
			追加1レーン	1,410
			全レーン	14,140
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2レーン	15,710
			4レーン	31,420
			全レーン	56,570
		その他の者	2レーン	28,280
			4レーン	56,570
			全レーン	106,850
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2レーン	1,570
			4レーン	3,140
			全レーン	5,650
		その他の者	2レーン	2,820
			4レーン	5,650
			全レーン	10,680
飛び込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	37,710	
		その他の者	75,420	

	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	3,770
		その他の者	7,540
第1会議室			1,500
第2会議室			1,500
スタジオ			1,500
トレーニング室			1,500

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。
- b 個人利用の場合

区 分			金額（円）
メインプール、サブプール、飛込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1人1回につき	240
		回数券（11回分）	2,400
		1ヶ月券	2,260
	その他の者	1人1回につき	560
		回数券（11回分）	5,600
		1ヶ月券	5,020

- 備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分		1時間当たりの金額（円）
電光掲示板	入場料を徴収する場合	18,850
	入場料を徴収しない場合	1,880
放送設備	入場料を徴収する場合	1,130

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

(ウ) 用具

区 分		1日当たりの金額（円）
各種競技用具一式（競泳・水球）	大会で利用する場合	5,030
各種競技用具一式（アーティスティックスイミング・飛込み）	大会で利用する場合	2,510

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分				1面1時間当たりの金額（円）
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,510
			その他の者	5,020
		アマチュアスポーツ以外		50,280
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	620
			その他の者	1,250
		アマチュアスポーツ以外		8,170

シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,040
			その他の者	2,090
	アマチュアスポーツ以外			20,950
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	410
		その他の者	830	
アマチュアスポーツ以外			4,190	
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	830
			その他の者	1,670
	アマチュアスポーツ以外			16,760
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	310
		その他の者	620	
アマチュアスポーツ以外			2,720	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- (イ) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額(円)
コントロール室	630

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 コントロール室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。
- (ウ) 設備

区 分			1時間当たりの金額(円)	
電光掲示板		アマチュアスポーツ	100	
		アマチュアスポーツ以外	830	
照明灯	センターコート	全部点灯	アマチュアスポーツ	1,040
			アマチュアスポーツ以外	10,470
	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	520	
	シェルターコート	アマチュアスポーツ	200	
		アマチュアスポーツ以外	1,990	
屋外コート	アマチュアスポーツ	200		
	アマチュアスポーツ以外	1,780		
放送設備		アマチュアスポーツ以外	940	

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

エ 体育館

(ア) 施設(会議室を除く。)

a 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額(円)
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	7,110 (9,000)
	入場料を徴収しない場合	2,400 (3,030)
営利を目的として利用する場合		59,400 (74,270)



その他の催物	入場料を徴収する場合	35,610 (44,620)
	入場料を徴収しない場合	11,830 (14,870)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 ( )の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の額とする。
- 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

b 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)
フットサル	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
バレーボール	児童生徒等	1面につき	360
	その他の者		730
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
	その他の者		310
テニス	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
レスリング	児童生徒等	1面につき	520
	その他の者		1,040
卓球	児童生徒等	1台につき	100
	その他の者		200
その他	2分の1利用	児童生徒等	520
		その他の者	1,040
	4分の1利用	児童生徒等	310
		その他の者	620

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

c 個人利用の場合

区 分		金額(円)	
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	70
		2時間券	140
		回数券(11時間分)	700
		回数券(22時間分)	1,400
		定期券(1ヶ月)	1,250
	その他の者	1人1時間につき	140
		2時間券	280
		回数券(11時間分)	1,400
		回数券(22時間分)	2,800
		定期券(1ヶ月)	2,720

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける

場合に限る。)を含めるものとする。

- 3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(イ) 会議室

区 分	1 室 1 時間当たりの金額 (円)
第 1 会議室、第 2 会議室、本部室及びトレーニング室	620 (830)

備考 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。

2 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

3 第 1 会議室、第 2 会議室、本部室及びトレーニング室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に 1 時間 (1 時間に満たない時間は、1 時間とする。) 当たり 100 円を加算した額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー		個人利用	1 人 1 回につき	100
		アマチュアスポーツ	1 日につき	1,570
		その他		2,090
湯沸設備		アマチュアスポーツ	1 日につき	2,090
		その他		4,190
放送設備		アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	1,040
		その他		2,090
照明設備	全部点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	4,190
		その他		6,280
	2 分の 1 点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	2,090
		その他		3,140
	4 分の 1 点灯	アマチュアスポーツ	1 時間につき	1,040
		その他		1,570
冷暖房設備		アマチュアスポーツ	1 時間につき	5,230
		その他		7,850
競技器具一式 (全面利用)		アマチュアスポーツ	一式 1 時間につき	520
		その他		830
競技器具一式 (部分利用)	アマチュアスポーツ	フットサル	一式 1 時間につき	310
		バスケットボール	一式 1 時間につき	310
		バレーボール	一式 1 時間につき	200
		バドミントン	一式 1 時間につき	100
		テニス	一式 1 時間につき	200
		レスリング	一式 1 時間につき	200
		卓球	一式 1 時間につき	100
		その他	一式 1 時間につき	200
	その他	フットサル	一式 1 時間につき	1,570
		バスケットボール	一式 1 時間につき	1,570
		バレーボール	一式 1 時間につき	1,040
		バドミントン	一式 1 時間につき	520
		テニス	一式 1 時間につき	1,040
		卓球	1 台 1 時間につき	520

	その他	一式1時間につき	1,040
--	-----	----------	-------

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 各会議室及び本部室の冷暖房料は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円とする。

オ 多目的広場  
施設

区 分		単 位	金額（円）
多目的広場	全面	1時間につき	940
	2面	1時間につき	620
	1面	1時間につき	310
	アーチェリー 個人利用（2名以上から可）	9：00～13：00 1人につき	200
		13：00～17：00 1人につき	200
		17：00～21：00 1人につき	300

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール  
施設

区 分		単 位	金額（円）
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
	その他の者	1人1時間につき	410
専用利用	児童生徒等	1時間につき	730
	その他の者	1時間につき	1,460

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）

ア 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

(ア) 全部利用の場合

区 分			1時間当たりの金額（円）
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,510
		入場料を徴収する場合	7,330
	営利を目的として利用する場合		61,280
	その他の催物に利用する場合		12,250
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,250
		入場料を徴収する場合	3,770
	営利を目的として利用する場合		30,690
	その他の催物に利用する場合		6,180
陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,140
		入場料を徴収する場合	9,210
	営利を目的として利用する場合		76,470
	その他の催物に利用する場合		15,400
第二陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,250
	営利を目的として利用する場合		35,820
	その他の催物に利用する場合		7,120

付帯投てき場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250
	営利を目的として利用する場合	35,820
	その他の催物に利用する場合	7,120
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合	1,250

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 体育館本館については、半面使用を認め、その利用料金は全面使用の半額とする。  
 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。(第二陸上競技場、付帯投てき場及び多目的広場を除く。)

(イ) 部分利用の場合

区 分			単 位	1時間当たりの金額 (円)	
体育館	フットサル	児童生徒等	1面につき	520	
		その他の者		1,040	
	バスケットボール	児童生徒等	1面につき	520	
		その他の者		1,040	
	バレーボール	児童生徒等	1面につき	360	
		その他の者		730	
	バドミントン	児童生徒等	1面につき	150	
		その他の者		310	
	テニス	児童生徒等	1面につき	520	
		その他の者		1,040	
	卓球	児童生徒等	1台につき	100	
		その他の者		200	
	その他	2分の1利用	児童生徒等	1面につき	520
			その他の者		1,040
4分の1利用		児童生徒等	1面につき	310	
		その他の者		620	
体育館別館	バレーボール	児童生徒等	1面につき	120	
		その他の者		250	
	バドミントン	児童生徒等	1面につき	100	
		その他の者		200	
	卓球	児童生徒等	1台につき	80	
		その他の者		160	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(ウ) 個人利用の場合

区 分			1時間当たりの金額 (円)
陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	70
	その他の者	1人1時間につき	180
	児童生徒等 (夜間使用)	1人1時間につき	170
	その他の者 (夜間使用)	1人1時間につき	380
第二陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等 (夜間使用)	1人1時間につき	150
	その他の者 (夜間使用)	1人1時間につき	300

付帯投てき場	児童生徒等	1人1時間につき	50
	その他の者	1人1時間につき	100
	児童生徒等（夜間使用）	1人1時間につき	150
	その他の者（夜間使用）	1人1時間につき	300
トレーニングセンター	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	60
		2時間券	120
		回数券（22時間分）	1,200
		定期券（1ヶ月）	1,040
		定期券（3ヶ月）	2,820
	その他の者	1人1時間につき	120
		2時間券	240
		回数券（22時間分）	2,400
		定期券（1ヶ月）	2,300
		定期券（3ヶ月）	6,280

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生（保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。）を含めるものとする。  
 4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。  
 5 夜間使用の照明については、個人利用の場合は、原則陸上競技場 10 名・第二陸上競技場 5 名以上の使用に限り点灯する。  
 (エ) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区 分			金額（円）
店舗	1平方メートル当たり	1日につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。  
 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該平方メートル未満の数を1平方メートルとして計算する。

イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額（円）
体育館	第1会議室	660
	第2会議室	880
	第3会議室	660
	小会議室（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	660
	応接室	1,040
	控え室（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	660
	ステージ（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	1,760
陸上競技場	会議室（1室当たり）	830～1,250
	特別室	3,140

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 アマチュアスポーツ大会開催に伴って必要とする各室は、事前申請により施設利用料に含む。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額（円）
-------	-----	-----	-------

体育館	温水シャワー（個人利用）	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
		その他		150
	温水シャワー（団体利用）	アマチュアスポーツ	1日につき	1,200
		その他		1,860
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	1,200
		その他		1,860
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	440
		その他		980
	ステージ照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	760
		その他		1,100
	フロア2列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	880
		その他		1,200
	フロア4列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	1,760
		その他		2,420
	フロア6列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,640
		その他		3,620
	机	アマチュアスポーツ	1日1脚	60
		その他		80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
		その他		60
	椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	80
		その他		170
	天幕	アマチュアスポーツ	1日1張	1,320
		その他		2,110
ピアノ	アマチュアスポーツ	1台1時間につき	980	
	その他		1,540	
冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	7,700	
	その他		11,000	
電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100	
	その他		150	
持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040	
	その他		1,570	
競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	2,090	
	その他		3,140	
体育館別館	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	440
		その他		980
	フロア5列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	320
		その他		440
	フロア9列照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	540
		その他		760
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1時間につき	4,400
		その他		6,070
	電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
		その他		150
	持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040

		その他		1,570
	競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	1,040
		その他		1,570
陸上競技場	温水シャワー（個人利用）	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
		その他		150
	温水シャワー（団体利用）	アマチュアスポーツ	1日につき	1,460
		その他		2,200
	湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	1,460
		その他		2,200
	放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	520
		その他		1,150
	冷暖房設備	アマチュアスポーツ	1室1時間につき	100
		その他		150
		アマチュアスポーツ	全室1時間につき	2,090
		その他		3,140
	机	アマチュアスポーツ	1日1脚	60
		その他		80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
		その他		60
	椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	80
		その他		170
	天幕	アマチュアスポーツ	1日1張	1,320
		その他		2,110
	大型映像装置	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	3,770
		その他		7,540
	照明灯 （全灯）	アマチュアスポーツ	1時間につき	29,330
		その他		35,200
	照明灯 （2分の1灯）	アマチュアスポーツ	1時間につき	14,660
		その他		17,600
	照明灯 （5分の1灯）	アマチュアスポーツ	1時間につき	5,860
		その他		7,010
	照明灯 （10分の1灯）	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,930
		その他		3,560
電源装置（コンセント）	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100	
	その他		150	
持ち込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,040	
	その他		1,570	
競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	7,330	
	その他		11,000	
競技用計測機器一式	アマチュアスポーツ	1日につき	10,470	
	その他		15,710	
第二陸上競技場	写真判定棟		一式1時間につき	410
	冷暖房設備		1室1時間につき	100
	放送設備		一式1時間につき	100
	照明灯（4基）	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,200

		その他		2,720
付帯投てき場	照明灯 (3基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	1,780
		その他		2,200
第二陸上競技場及び付帯投てき場	照明灯 (5基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,510
		その他		3,140

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(イ) 体育館用器具

品名	区分	単位 (1日当たり)	金額 (円)
卓球	アマチュアスポーツ	一台一式	50
	その他		80
バドミントン	アマチュアスポーツ	一コート一式	50
	その他		80
バレーボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
バスケットボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
テニス	アマチュアスポーツ	一コート一式	100
	その他		150
ソフトバレーボール	アマチュアスポーツ	一コート一式	50
	その他		80
移動式バスケットゴール	アマチュアスポーツ	一コート一式	520
	その他		780
フットサルゴール	アマチュアスポーツ	一コート一式	200
	その他		310
手動得点板	アマチュアスポーツ	一セット	100
	その他		150
連動式得点表示板	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(ウ) 陸上競技用器具及び計測機器

品名	区分	単位 (1日当たり)	金額 (円)
スターティングブロック	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
ストップウォッチ	アマチュアスポーツ	1個	100
	その他		150
ハードル	アマチュアスポーツ	1個	50
	その他		80
ヤリ	アマチュアスポーツ	1本	170
	その他		260
ハンマー	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110
円盤	アマチュアスポーツ	1個	70
	その他		110



砲丸	アマチュアスポーツ	1 個	70
	その他		110
棒高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	920
	その他		1,380
走高跳び用器具	アマチュアスポーツ	一式	700
	その他		1,050
走幅跳び・三段跳び距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	410
	その他		620
踏切板	アマチュアスポーツ	1 本	100
	その他		150
全自動ピストル	アマチュアスポーツ	1 個	120
	その他		180
Y O 式スタート発信装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
スターター拡声装置	アマチュアスポーツ	一式	3,980
	その他		5,970
写真判定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
周回表示器	アマチュアスポーツ	1 台	520
	その他		780
フィールド成績表示器	アマチュアスポーツ	1 台	2,200
	その他		3,300
風向・風速計	アマチュアスポーツ	1 台	520
	その他		780
光波距離測定装置	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
フィニッシュタイマー表示盤	アマチュアスポーツ	1 台	5,230
	その他		7,850
ビーチパラソル	アマチュアスポーツ	1 本	120
	その他		180
レーンナンバー表示器	アマチュアスポーツ	一式	520
	その他		780
電子式風力速報表示盤	アマチュアスポーツ	1 台	2,200
	その他		3,300
電子式周回表示盤	アマチュアスポーツ	1 台	2,200
	その他		3,300
電子式風力測定器	アマチュアスポーツ	1 台	2,610
	その他		3,920
走幅・三段跳電子距離測定器	アマチュアスポーツ	一式	5,230
	その他		7,850
フィールド制限タイマー	アマチュアスポーツ	1 台	2,200
	その他		3,300
サッカーゴール	アマチュアスポーツ	一対	1,040
	その他		1,560

人工芝	アマチュアスポーツ	1 枚	100
	その他		150

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

エ 五十鈴公園の利用料金

種 別	単 位	金額 (円)
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

令和4年7月1日

4 利用料金の適用年月日

令和4年9月1日

三重県告示第470号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和4年7月29日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

令和4年7月21日 第79号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 陽光園	代表取締役 木森 毅	三重県松阪市嬉野川北町1554番地1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
木森 毅	もみ、玄米	K242012608

三重県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年7月29日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 472 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 473 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー松阪垣鼻店

松阪市垣鼻町字堀ノ内 809-27 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年3月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,905 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	70台	縦覧による
合計	70台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	60台	縦覧による
合計	60台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	96 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	96 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設①	9.4 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設②	4.1 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	13.5 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	縦覧による
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和4年7月19日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規

模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ楠店

四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか9筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	野上 誠

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	馬場 高一

3 変更年月日

令和4年4月1日

4 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

5 届出の日

令和4年6月20日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン菰野

三重郡菰野町大字宿野字神明田 357 番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号	梅本 和典
イオンビック株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番1号	鈴木 新樹
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅郷1丁目7番7号	白土 孝
株式会社ジーフット	愛知県名古屋千種区今池3丁目4番10号	松井 博史
株式会社ぶりず夢	愛知県春日井市東野町5丁目1番5号	森下 恵治
株式会社CFSコーポレーション	神奈川県横浜市北区新横浜2丁目3番19号	宮下 雄二
株式会社メガネの三城	東京都品川区北品川4丁目7番35号	加賀 純一
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番	小田 保則
株式会社ペグマダム	愛知県名古屋市中村区井深町10番28号	福田 智津子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町吉行東1丁目4番14号	矢野 博丈
株式会社アールイー	鈴鹿市白子町3203番地5	達知 利雄
有限会社犬猫館	四日市市小生町229番地	門脇 秋人
株式会社エディオン	大阪府大阪市北区堂島1丁目5番17号	久保 允誉
株式会社ティーツー	岡山県岡山市今村650番111	堀 久志
有限会社萩村製茶	四日市市水沢町3285番地	萩村 重美
株式会社富士通パーソナルズ	東京都港区港南2丁目15番2号	伊藤 公久
未定		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビック株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号	小林 健太郎
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅郷1丁目7番7号	坂下 和志
株式会社ジーフット	愛知県名古屋千種区今池3丁目4番10号	木下 尚久
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目4	齊藤 岳彦
株式会社まるき	桑名市星見ヶ丘四丁目1405-5	山川 孝太
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久
株式会社三城	東京都港区海岸1丁目2番3号	澤田 将広
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号	吉田 馨
株式会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南2丁目20番26号	平野 一貴
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社バルパーク	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	西川 猛
有限会社犬猫館	四日市市小生町229番地131	門脇 秋人
株式会社エディオン	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目1番18号	久保 允誉
株式会社三洋堂ホールディングス	愛知県名古屋瑞穂区新開町18番22	加藤 和裕
株式会社ネクスト・ワン	名張市夏見3303番地	高田 雅之
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号	金治 伸隆

3 変更年月日

令和3年5月28日

4 変更理由

小売業者の入れ替えのため

5 届出の日

令和4年7月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年7月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第476号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年7月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン桑名新西方  
桑名市大字西別所字駒広 2104 ほか 45 筆
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年7月29日から同年8月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第477号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年7月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
桑名サンシパーク（Bゾーン）  
桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地ほか 53 筆
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和4年7月29日から同年8月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

<b>公 告</b>
------------

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和4年7月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間  
令和4年8月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域  
南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（1 級水準測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 7 月 13 日から令和 5 年 3 月 10 日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 7 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和 10 年 12 月 31 日（日）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
  - (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。



- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年8月17日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340 番 5  
三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課 担当 松永、大場  
電話 059-253-2000 ファクシミリ 059-253-2031
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)と同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
- 本公告日から令和4年9月20日（火）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 令和4年8月26日（金）17時までに通知します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び場所等
- ア 日時 令和4年8月29日（月）8時30分から同年9月8日（木）15時まで
- イ 場所 〒514-0125 三重県津市大里窪田町 340 番 5  
三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
- ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。また、郵送の場合は、封筒等の外側に「三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託技術提案書在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施
- ア 日程 令和4年9月16日（金）予定
- なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
- イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
- ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。
- エ 出席者は説明者を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
- 入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年9月20日（火）14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
- 提出締切日時 令和4年9月20日（火）14時
- なお、入札書は令和4年9月12日（月）から同月20日（火）14時までの間に到着するように郵送して

ください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課

案件名 三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和4年9月20日(火) 15時

場所 三重県津市大里窪田町 340 番 5

三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、前日までに5(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑(入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項)がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし書面による入札者にとっては、当該締切日時までに5(1)に掲げる部局へ書面(ファクシミリ可)で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定(公告)詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和4年8月5日(金) 15時まで

結果回答 令和4年8月10日(水) 17時まで

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (5) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Rebuilding Medical information systems in Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability, and its maintenance duties for five years.
- (2) Date and Time for the Proposal :  
Proposal submitted by registered mail must be received between 8:30 A.M. on Monday, August 29, 2022 and 3:00 P.M. on Thursday, September 8, 2022.
- (3) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, September 20, 2022.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, September 12, 2022 and 2:00 P.M. on Tuesday, September 20, 2022.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, September 20, 2022.
- (5) Managing Authority :  
General Affairs Planning Division, Administration Department, Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability  
340-5 osatokubota-cho, Tsu city, Mie, 514-0125, Japan  
TEL:059-253-2000

## 別記 落札候補者決定基準

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用する。予定価格の制限の範囲内において入札があった業者を対象に、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

- (1) 入札価格の評価  
2に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。
- (2) 提案内容の評価  
提案内容の評価は、「提案書の評価」と「提案システムの機能評価」の2単位に分けて「技術評価点」の評価を実施する。「提案システムの機能評価」は、「業務仕様書（加点表示）」に基づき、仕様書に対する回答書

を評価し「技術評価点」を与える。

- (3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを

実施し、落札候補者を決定する。

## 2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式による。

「価格評価点」＝500点×（1－X／K）

X：入札価格（円）

※ 令和5年度から令和10年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額＝675,871,819円

※ 評価基準額とは入札に当っての評価のための数値であり、予定価格ではない。

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行う。

※ 有効数字は、小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てとする。

## 3 提案内容の評価

「技術評価点」の満点は1000点とする。「技術評価点」は、「提案書の評価」による「技術評価点」と「提案システムの機能評価」による「技術評価点」の和とする。

- (1) 提案書の評価：500点

ア 項目の配点

「提案書の評価」の満点を500点として、次のように評価項目単位に点数を配点する。

(ア) 全体概要：	190点
a 全般：	60点
b スケジュール：	30点
c システム構築体制：	20点
d 稼働実績：	20点
e 情報セキュリティ：	20点
f その他	40点
(イ) 構築時の対応：	190点
a システム構成・システム機能：	30点
b システム構築基本要件：	50点
c データ移行：	70点
d テスト要件・教育訓練：	40点
(ウ) 運用・保守時の対応：	120点
a 運用・保守要件①：	60点
b 運用・保守要件②：	40点
c 運用・保守要件③：	20点

「提案書の評価」による「技術評価点」は、評価項目（分類項目、評価内容及び提案書への記載事項）を設定し、それぞれに重要度を重視した配点の設定を行う。

イ 採点方法

- (ア) 採点の考え方

評価項目単位の採点は、0点から10点までの11段階で採点する。

- a 本県で想定していたレベルの提案内容であれば「5点」とする。
- b 非常に優れたレベルの提案内容であれば「9点」とする。
- c 非常に低いレベルの提案内容であれば「1点」とする。
- d 記述のない評価項目は「0点」とする。
- e 「9点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「7点」とする。

- f 「1点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「3点」とする。
- g 各項目で同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点又は減点する。
- h 各項目の評価軸の考え方については、「提案書評価基準表」にある評価基準に記載する。「提案書評価基準表」において本県が提案書に必ず記述が必要と考える項目を必須項目に指定する。必須項目の評価項目点が「0点」の場合には、落札候補者とししない。
- (イ) 「項目加重点」の考え方  
評価項目の重要度に応じて、2点から7点までの加重点を設定する。各評価項目に係る「項目加重点」については「提案書評価基準表」を参照すること。
- (ウ) 「技術評価点」の計算方法  
「提案書の評価」による「技術評価点」は、「提案書評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。）とする。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とする。
- (2) 提案システムの機能評価：500点
- ア 機能評価の考え方  
「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、仕様書の加点項目について、提案者が本機能を実現する場合（「○」回答）に加点評価するものである。加点評価点数は、本県であらかじめ定めるが項目別配点は公表しない。各項目に配点した点数に重み付けをし、満点を500点としている。  
なお、回答欄が「○」で備考欄に条件の記載があるときは、記載内容を元に加点の減点を行う場合がある。
- イ 加点項目以外は必須項目とし、評価対象とはしません。必須項目が要求を満たさない場合（「×」回答）には、落札候補者とししない。
- ウ 「技術評価点」の計算方法  
「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、以下の計算式による。  
「提案システムの機能評価」による「技術点」＝500点×（「○」回答の項目加点合計／評価基準点数（仕様書加点合計）  
各項目の点数算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入します。
- 4 落札候補者の決定方法  
落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者とししない。
- (1) 入札価格が、「調達説明書」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 各年度別見積額が、「業務概要仕様書」で示した各年度の評価基準額以内であること。

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年7月29日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

元素分析装置付走査型電子顕微鏡 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和5年3月24日（金）

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で示す場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年8月12日（金）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課 担当 岡本

三重県保健環境研究所 環境研究室 環境研究課 担当 長谷川

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004

(2) 契約条項を示す場所

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課 担当 岡本

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年8月12日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月30日（火）までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月30日（火）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年9月9日（金）13時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年9月9日（金）13時

なお、入札書は令和4年9月1日（木）から同月9日（金）13時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

案件名 元素分析装置付走査型電子顕微鏡の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年9月9日（金）14時30分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Scanning electron microscope with elemental analyzer

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Friday, September 9, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, September 1, 2022 and 1:00 P.M. on Friday, September 9, 2022

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, September 9, 2022.

(4) Managing Authority :

Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi, city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800



---

発行 三 重 県

三重県津市栄丁1目町891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---